

都道府県選挙管理委員会事務局ヒアリングの結果概要

1 都道府県選挙管理委員会ヒアリングの概要

(1) ヒアリング対象の都道府県選挙管理委員会

個別の指導・助言の取組において都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）が確認した平成26年分の収支報告書（定期分）について、要旨の公表件数が100件以上であった都道府県選管など、計8都道府県選管を対象。

(2) 主なヒアリング項目

- ・ 収支報告書等の形式審査の実施状況に関するもの
- ・ 政治資金監査報告書の確認状況に関するもの
- ・ 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組に関するもの

2 ヒアリング結果

(1) 収支報告書等の形式審査の実施状況

① 職員1人当たりの審査件数

ア 全政治団体の収支報告書等に係る職員1人当たりの審査件数

最大483件、最小205件、平均311件

イ 国会議員関係政治団体の収支報告書等に係る職員1人当たりの審査件数

最大53件、最小9件、平均19件

② 収支報告書等の形式審査の状況

- ・ 基本的には書類が提出された時点で実施するものの、収支報告書の分量や提出時点での他の政治団体の待合状況等によっては、いったん書類を預かる場合もあるとのことであった。
- ・ 国会議員関係政治団体以外の政治団体に係る収支報告書の提出時期は、多くが提出期限である3月末に集中しているとのことであった。
- ・ 国会議員関係政治団体に係る収支報告書の提出時期についても、寄付金控除のため1～2月にかけての提出も見られるが、多くは提出期限である5月末に集中しているとのことであった。

(2) 政治資金監査報告書の確認状況

政治資金監査報告書について、ヒアリングを行ったすべての都道府県選管で、添付の有無だけでなく記載内容についての確認が行われていた。

(3) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組

① 現在の取組内容について

現行の確認項目については、すべての項目について都道府県選管において確認が行われていた。

② 個別の指導・助言の対象範囲について

ア 収支報告書と領収書等の写しの金額の不整合の事例を確認項目に追加した場合の対応の可否

・ 対応可能：5 都道府県選管

・ 対応困難：3 都道府県選管

(理由)

- ・ 個別の指導・助言の裏付けとなる収支報告書等の写しをすべて取れるかといった懸念。
- ・ 報告件数の増加に伴う事務負担の増大。

イ 収支報告書と領収書等の写しの不整合のうち金額以外の事例

i) 指導・助言の必要性

・ 必要：4 都道府県選管

(理由)

- ・ 政治資金監査において登録政治資金監査人が確認することとされていること。
- ・ 支出年に誤りがあった場合は本年分の支出総額等に影響。

・ 不要：4 都道府県選管

(理由)

- ・ 指導・助言よりも登録政治資金監査人への研修により事例の説明・周知を図っていくべき。
- ・ 対象の把握に係る事務負担の増大への懸念。

ii) 確認項目に追加した場合の対応の可否

a) 支出の目的

・ 対応可能：2 都道府県選管

・ 対応困難：6 都道府県選管

(理由)

金額や年月日の場合とは異なり、記載内容が様々であるた

め客観的に判断することが困難。

b) 年月日

- ・ 対応可能：3 都道府県選管
- ・ 対応困難：5 都道府県選管
(理由)
 - ・ 個別の指導・助言の裏付けとなる収支報告書等の写しをすべて取れるかといった懸念。
 - ・ 対象の把握に係る事務負担の増大。

ウ 確認項目へ追加すべき事例

- ・ 政治資金監査報告書の本文中における政治資金監査対象年の記載誤り
- ・ 政治資金監査報告書の本文中における国会議員関係政治団体の名称の記載誤り
- ・ 政治資金監査報告書上の矛盾した記載（支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等）